

羽生市
子ども・子育て支援事業計画
別冊
(放課後子ども総合プラン
羽生市行動計画編)

平成28年3月

羽生市

はじめに

平成27年3月に策定した、「羽生市子ども・子育て支援事業計画」において、「第4章 子ども・子育て支援策の展開、1-3 放課後児童の健全育成の推進、(1) 放課後児童対策の充実」を展開するにあたり、平成27年度は放課後子ども総合プランを進めるとともに、平成28年度から平成31年度までには放課後子ども総合プランの取り組みとして、放課後児童対策を充実するとしました。

そのためには、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に、適切な遊び及び生活の場を提供する取り組みである放課後児童クラブと、すべての子どもを対象に、地域の方々の参画を得て学習や様々な体験・交流活動、スポーツ・文化活動等の機会を提供する取組として行ってきた放課後子ども教室とが一体となった放課後の子どもたちの居場所としての環境を整備する必要があります。

本別冊は、平成26年11月28日に国から示された行動計画策定指針に基づき、「羽生市子ども子育て支援事業計画別冊（放課後子ども総合プラン羽生市行動計画編）」として策定したものです。

目 次

はじめに

- 1 放課後子ども総合プランの趣旨、目的 P1
- 2 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の状況 P1
 - (1) 放課後児童クラブの状況
 - ア 児童数と利用者数
 - イ 近年の傾向と課題
 - (2) 放課後子ども教室の状況
 - ア 利用人数と事業実施状況
 - イ 近年の傾向と課題
- 3 目標等 P3
 - (1) 放課後児童クラブの平成31年度に達成されるべき目標事業量
 - (2) 放課後子ども教室の平成31年度に達成されるべき目標事業量
 - (3) 両事業の一体型または連携型の平成31年度に達成されるべき目標事業量
 - ア 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体型または連携型の実施
 - イ 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の担当部課間の連携協力体制
- 4 具体的方策 P5
 - (1) 一体型の活動を実施する学校区
 - ア 岩瀬小学校区
 - イ 羽生北小学校区
 - ウ 羽生南小学校区
 - エ 新規開設校
 - (2) 連携型の活動を実施する学校区
 - ア 手子林小学校区
 - イ 井泉小学校区
- 5 小学校の余裕教室等の活用について P7
- 6 両事業実施に係る市民福祉部と教育委員会の具体的な連携に関する方策 P7
 - (1) 関係部課間の連携
 - (2) 総合教育会議の活用

おわりに

1 放課後子ども総合プランの趣旨、目的

共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ（学童保育室）及び放課後子ども教室の計画的な整備等を進めるものです。

【実施方法】

＊一体型…放課後子ども教室と放課後児童クラブの児童が、同一の小学校内の活動場所（隣接を含む）において、放課後子ども教室開催時に共通のプログラムに参加できるもの

＊連携型…放課後児童クラブと放課後子ども教室の少なくとも一方が小学校以外の場所にあつて、放課後子ども教室が実施する共通のプログラムに放課後児童クラブの児童が参加するもの

2 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の状況

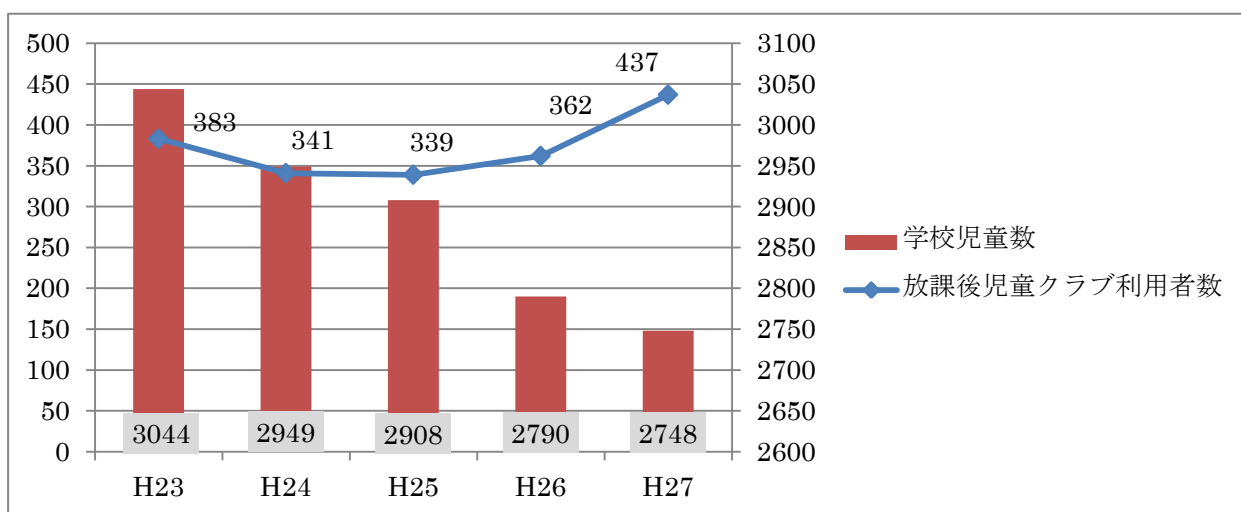
(1)放課後児童クラブの状況

ア 児童数と利用者数

放課後児童クラブは、昼間保護者が自宅にいない家庭の1年生から6年生を対象にしており、現在、市内全ての小学校区で利用されています。

図1でわかるように、平成23年度以降児童数は減少していますが、一方、利用者数は平成25年度から増加しています。

【図1. 全児童数と放課後児童クラブ利用者数】



イ 近年の傾向と課題

放課後児童クラブの利用者数は、近年では共働き世帯の増加や保護者の就労時間が延びたことにより、児童が安全・安心に放課後を過ごせる居場所の必要性が増加してきていることを示しています。

利用人数の増加に伴い、放課後児童クラブの開設場所や指導員の確保が急務となっております。

(2)放課後子ども教室の状況

ア 利用人数と事業実施状況

平成27年度現在で5つの小学校区において、放課後子ども教室を実施しています。実施状況等については表1のとおりです。

【表1. 放課後子ども教室の実施状況】

	開設年度	利用人数 (27年度)	実施状況
岩瀬小学校	平成20年度	34人	毎週月曜日 午後 3時～5時 土曜日 午前10時～正午
羽生北小学校	平成22年度	15人	木曜日 午後 3時30分 (月3回) ～ 5時30分
羽生南小学校	平成24年度	18人	毎週月曜日 午後 3時～5時
手子林小学校	平成25年度	17人	毎週月曜日 午後 3時～5時
井泉小学校	平成26年度	6人	毎週月曜日 午後 3時～5時

※学校行事、冬期間などの理由により、実施時間は変更となる場合があります。

イ 近年の傾向と課題

平成27年度の放課後子ども教室の利用人数と放課後児童クラブの利用人数は、表2のとおりとなっております。

今後、放課後児童クラブと同様に放課後子ども教室に対するニーズも増加することが予測され、指導員の確保が課題となります。

また、放課後子ども総合プランを推進するにあたり、特に2カ所の放課後児童クラブが民間で運営していることから、共通プログラムを実施するための環境の整備について十分協議を行う必要があります。

【表2. 放課後子ども教室と放課後児童クラブの利用人数】

	放課後子ども教室利用人数 (平成27年度)	放課後児童クラブ 利用人数 (平成27年度)		子ども教室と児童クラブ 利用人数の合計 (平成27年度)
岩瀬小学校	34人	60人	公立	94人
羽生北小学校	15人	66人	公立	81人
羽生南小学校	18人	65人	公立	83人
手子林小学校	17人	66人	民間	83人
井泉小学校	6人	37人	民間	43人
合 計	90人	294人		384人

3 目標等

放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の羽生市での実施状況や課題点は先に挙げたとおりです。ここでは実施状況を踏まえ、地域の実情を勘案し、羽生市の行動計画として目指す事業量を定めます。

(1) 放課後児童クラブの平成31年度に達成されるべき目標事業量

近年の利用状況は340人程度で推移していましたが、共働き世帯の増加や保護者の就労時間が延びたことに伴い利用者数は急増しており、平成27年度から高学年の利用を開始したことにより、さらにニーズが高くなると見込まれます。

このことから、児童数は減少傾向にありますが、逆に利用者数の増加が見込まれるため、定員とクラブ数の増加を目指します。

また、現在、放課後児童クラブにおいて、午後6時30分までの開所時間の延長を行っています。本計画期間である平成31年度まで、引き続き開所時間の延長を行っていきます。

【表3. 放課後児童クラブにおける目標量】

	実績	計画				
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	344人	420人	450人	450人	450人	440人
低学年	344人	340人	370人	365人	365人	360人
高学年		80人	80人	85人	85人	80人
確保策						
低学年		300人	320人	370人	370人	370人
高学年		100人	100人	100人	100人	100人
クラブ数	10箇所	10箇所	10箇所	11箇所	11箇所	11箇所
過不足				充足	→	→

(2) 放課後子ども教室の平成31年度に達成されるべき目標事業量

放課後子ども教室については、平成20年度に岩瀬小学校区で事業が開始され、平成27年度には、市内小学校11校中、5校で実施しています。

平成28年度も一体型または連携型の推進に努めるとともに、新たに1カ所、放課後子ども教室を開設します。なお、新規開設校においては、国が推奨する、放課後児童クラブとの一体型の実施形態を目指し、それ以降については、ニーズの把握に努めます。

【表4. 放課後子ども教室における目標量】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
設置数	5学校区	6学校区	6学校区	6学校区	6学校区
整備状況	45%	54%	54%	54%	54%

(3) 両事業の一体型または連携型の平成31年度に達成されるべき目標事業量

ア 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体型または連携型の実施

平成27年度現在、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の両事業が実施されている学校区は5校で、そのうち2校が一体型、3校が連携型に向けて事業に取り組んでいます。平成31年度までには、両事業を一体型または連携型により実施できる環境を整備します。

【表5. 両事業の連携についての目標量】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
放課後子ども 教室設置数	5学校区	6学校区	6学校区	6学校区	6学校区
一 体 型	2学校区	4学校区	4学校区	4学校区	4学校区
連 携 型	3学校区	2学校区	2学校区	2学校区	2学校区

イ 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の担当部課間の連携協力体制

放課後児童クラブの主管課である市民福祉部子育て支援課及び放課後子ども教室の主管課である教育委員会生涯学習課の両課が、今後、一体的または連携による事業を実施していくために、放課後子ども教室の運営委員に放課後児童クラブの関係者を加え、情報共有及び協力体制の強化を図ります。

4 具体的方策

放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的または連携による事業を実施する際の共通プログラムについては、両事業の指導員が企画段階から連携することが重要です。

放課後児童クラブ及び放課後子ども教室が実施されている学校区について、現在の両事業の実施環境を勘案したうえで、放課後子ども総合プランに定める「一体型」または「連携型」の実施環境を整備するための方策について定めます。

以下、平成27年度現在、両事業が実施されている5学校区に加え、地域の実情に応じた放課後児童育成の環境整備について検討します。

(1)一体型の活動を実施する学校区

両事業が学校内に設置されており、かつ活動場所間の移動を児童のみで行える距離にある学校区については、同一の会場による共通プログラムを開催し、「一体型」の活動を実施します。

一体型としての活動を実施する学校区は以下のとおりです。

ア 岩瀬小学校区

放課後児童クラブが岩瀬小学校の敷地内にあり、これまでも、放課後児童クラブの児童が、放課後子ども教室の特別活動などに参加しております。放課後子ども教室の活動場所として、体育館や理科室等の余裕教室を活用しています。放課後児童クラブの指導員との協力体制が確立しており、他の学校区での一体的事業の推進の参考となります。

今後も共通プログラムを実施し、一体的な活動を継続して行います。

イ 羽生北小学校区

放課後児童クラブが羽生北小学校の敷地内にあり、放課後子ども教室で利用している余裕教室に隣接しています。また、体育館や家庭科室等の余裕教室を積極的に活用しています。

今後、両事業の指導員の協力体制について、運営委員会等で検討したうえで、共通プログラムを開催し、一体的な活動を展開します。

ウ 羽生南小学校区

放課後児童クラブは羽生南小学校に隣接する公園にあり、放課後子ども教室は小学校の余裕教室で実施しています。また、体育館や図書室等の余裕教室も活用しています。

放課後児童クラブの児童は羽生南小学校の校庭を利用していることから、今後の協力体制を運営委員会等で検討し、共通プログラムを開催することで、一体的な活動環境を整備します。

エ 新規開設校

新規開設にあたっては、小学校の敷地内に放課後児童クラブがある学校区を優先し、一体型の開設を目指します。

(2)連携型の活動を実施する学校区

放課後児童クラブを小学校以外の場所で実施している学校区については、放課後子ども総合プランの定める「連携型」として活動するものとします。

対象学校区での放課後子ども教室における体験学習の機会を放課後児童クラブと共有する場を設け、両事業の児童と一緒に活動する機会を設けます。

連携型の活動を実施する学校区は以下のとおりです。

ア 手子林小学校区

放課後児童クラブは民間が運営し、放課後子ども教室は小学校の余裕教室で実施しており、両事業の活動場所には距離があります。放課後子ども教室の活動場所としては、多目的室や体育館のほか、図書室等の利用もあり、余裕教室を活用しています。

今後、共通プログラムを実施するにあたり、児童の移動によって起こる安全面の課題や、民間保育施設と放課後子ども教室の指導員との連携協力体制について、運営委員会等での話し合いを重ね、共通プログラムを実施し、連携型の活動として環境の整備を進めていきます。

イ 井泉小学校区

放課後児童クラブは民間が運営し、放課後子ども教室は小学校の余裕教室で実施しており、両事業の活動場所には距離があります。放課後子ども教室の活動場所としては、多目的室や体育館のほか、図書室等の利用もあり、余裕教室を活用しています。

今後、共通プログラムを実施するにあたり、児童の移動によって起こる安全面の課題や、民間保育施設と放課後子ども教室の指導員との連携協力体制について、運営委員会等での話し合いを重ね、共通プログラムを実施し、連携型の活動として環境の整備を進めていきます。

5 小学校の余裕教室等の活用について

小学校の余裕教室の活用については、少人数指導の授業をするための教室の確保や特別支援学級の新設予定なども考慮する必要があります。

放課後子ども総合プランの重要性に鑑み、学校関係者と連携しながら、余裕教室をはじめとする特別教室や体育館、校庭、図書室等の一時利用を促進していきます。

6 両事業実施に係る市民福祉部と教育委員会の具体的な連携に関する方策

(1) 関係部課間の連携

放課後児童クラブの主管課である市民福祉部子育て支援課及び放課後子ども教室の主管課である教育委員会生涯学習課との定期的な打合せ会を行い、実施状況や課題などの情報を常に共有し、事業の検証や課題解決に対応していきます。

(2) 総合教育会議の活用

放課後児童クラブ及び放課後子ども教室両事業の会場となる学校との連携を図るため、総合教育会議を活用し、総合的な放課後対策について協議、検討していきます。

おわりに

次世代を担う子どもたちが自立する上で、放課後の時間は大切な時間の一つです。

その放課後に安心・安全な環境を提供することで、共働き家庭等の暮らしやすさの向上を目指し、羽生市ではこれまでも放課後対策の推進を図ってきました。

本別冊で挙げたように、平成27年度現在、羽生市では放課後児童クラブを全小学校で利用でき、また、放課後子ども教室は5学校区で実施し、安心・安全な居場所を確保するとともに学びの場の提供も併せて行ってきました。

しかし、今後も市民の皆様の求める放課後環境の推進を継続的に図るため、放課後子ども総合プランを踏まえた、保育プラスアルファの放課後環境を作り上げる必要があります。

羽生市は、市長部局及び教育委員会間での更なる連携強化を図るため総合教育会議を活用するなど、本別冊で設定した目標に向けて、その効果を検証し、羽生市の放課後環境を整備し着実に両事業を推進していきます。

羽生市子ども・子育て支援事業計画 別冊

(放課後子ども総合プラン羽生市行動計画編)

発行日 平成28年3月

発行者 羽生市市民福祉部・羽生市教育委員会

住 所 〒348-8601 埼玉県羽生市東6丁目15番

T E L 048-561-1121 F A X 048-561-6562